

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和5年

奈良市議会3月定例会

令和5年度関係

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 奈良市プロポーザル審査委員会及び奈良市企業局プロポーザル審査委員会の担当事務を追加する。(別表関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本市及び本市企業局が所有する公有財産の売却又は賃貸について、プロポーザル方式により事業者を選定することができるよう、奈良市プロポーザル審査委員会及び奈良市企業局プロポーザル審査委員会の担当事務について所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	総務部 契約課、企業局 経営部 企業総務課

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
略	略	略	略	略	略
市長及び教育委員会	略	略	市長及び教育委員会	略	略
	奈良市プロポーザル審査委員会	本市が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者_____の選定についての審議及び審査に関する事務		奈良市プロポーザル審査委員会	本市における_____随意契約の締結に当たり、当該契約ごとに行うプロポーザル方式による当該契約の相手方の選定についての審議及び審査に関する事務
公営企業管理者	略	略	公営企業管理者	略	略
	奈良市企業局プロポーザル審査委員会	奈良市企業局が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者_____の選定についての審議及び審査に関する事務		奈良市企業局プロポーザル審査委員会	奈良市企業局における_____随意契約の締結に当たり、当該契約ごとに行うプロポーザル方式による当該契約の相手方の選定についての審議及び審査に関する事務
	略	略		略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 介護認定審査会の医師である委員の報酬を改める。(別表第1関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護認定審査会の医師である委員は、医療分野の専門的立場から審査判定を行うとともに、医学的な観点から主治医意見書の内容を他の委員に解説する役割を担っていることから、報酬を改めるため。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	福祉部 介護福祉課

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行		改正案	
別表第1（第2条・第3条関係）		別表第1（第2条・第3条関係）	
報酬額		報酬額	
支給区分	報酬額	支給区分	報酬額
略	略	略	略
子ども・子育て会議の委員	略	子ども・子育て会議の委員	略
		介護認定審査会	医師である委員 日額 20,000円
			医師以外の委員 日額 14,000円
備考 略		備考 略	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第1条による改正）</p> <p>(1) フルタイム会計年度任用職員について、本条例の規定を適用し退職手当を支給することとする。（第2条関係）</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用職員に本条例の規定が適用となることに伴い、退職手当の支給に係る勤続期間の計算について、所要の規定の整備を行う。（第8条関係）</p> <p>(3) フルタイム会計年度任用職員に本条例の規定が適用となることに伴い、退職手当が不支給になる場合の要件について所要の規定の整備を行う。（第21条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）について、退職手当を支給することができるよう、所要の改正を行うもの。</p>		<p>2. 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条による改正）</p> <p>(1) 第1条の規定による奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、昨年9月に公布した当該条例について、所要の文言整理を行う。</p> <p>3. 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第3条による改正）</p> <p>(1) フルタイム会計年度任用職員に退職手当を支給することとする。（第19条関係）</p>
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課、企業局 経営部 企業総務課

現行	改正案
<p>4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、<u>職員以外の地方公務員</u>（第2条 〃に規定する職員に相当するものに限る。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>6～8 略</p> <p>（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）</p>	<p><u>（2） 第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に職員となつたとき。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、<u>職員以外の地方公務員</u>（第2条第1項に規定する職員に相当するものに限る。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>6～8 略</p> <p>（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）</p>

現行	改正案
<p>第21条 職員が退職した場合（第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>2 職員が、引き続き職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。</p> <p>3 職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>（教員の退職手当の特例）</p>	<p>第21条 職員が退職した場合（第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（1）職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者となつたとき。</u></p> <p><u>（2）第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に職員となつたとき。</u></p> <p>2 職員が、引き続き職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。</p> <p>3 職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p><u>5 第2条第2項の規定により職員とみなされることとなつた者が退職した場合にあつては、前3項の規定は適用しない。</u></p> <p>（教員の退職手当の特例）</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第22条 略</p> <p><u>（会計年度任用職員に関する読替え）</u></p>

現行	改正案
<p>(その他)</p> <p>第23条 略</p>	<p>第23条 <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が、第2条第2項の規定により職員とみなされる場合における第4条第2項及び第6条の規定の適用については、第4条第2項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）第2条の2」と、第6条中「地方公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」とする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第24条 略</p>

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年奈良市条例第37号） 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された者を除く。」を削る。</p> <p>第3条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。</p> <p>第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p>奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された者を除く。」を削る。</p> <p>第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第10条の2、第12条、<u>第13条</u>、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び退職手当</u>とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第10条の2、第12条_____、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市朱雀大路跡整備事業基金条例を廃止する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. この条例を廃止する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・朱雀大路跡の整備事業を推進する資金を積み立てるため、奈良市朱雀大路跡整備事業基金を設置していたが、その目的を達したことから、同基金を廃止するため。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	教育部 文化財課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第3条による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正 ・水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（令和3年環境省告示第62号） ・奈良県手数料条例等の一部を改正する条例（令和4年3月奈良県条例第39号）による奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例（昭和35年4月奈良県条例第15号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の容積率の特例認定申請手数料を新設する。（別表第53の2項関係） 1件につき27,000円 2. 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限についての特例許可が設けられたことに伴い、引用条文を改める。（別表第58項関係） 3. 高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料を新設する。（別表第60の5項関係） 1件につき160,000円 4. 環境基準等に係る水質検査手数料について、奈良県と同様の額に改定する。（別表第138項関係） 改正前：大腸菌群数検査 1,670円 改正後：大腸菌数検査又は大腸菌群数検査 3,700円
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の法律の改正に伴い、省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さの制限等に係る特例許可制度の拡充等の措置を講ずるよう許可申請手数料等を定めるほか、所要の改正を行うもの。 ・上記の告示により、環境基準が改正されたことを受け、奈良県条例が改正された。これに準じ、本市の環境基準等に係る水質検査手数料についても、奈良県と同様の額に改定するため。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	都市整備部 建築指導課、健康医療部 保健所 保健・環境検査課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
53	特殊建築物等敷地許可申請手数料	略	略	53	特殊建築物等敷地許可申請手数料	略	略
略	略	略	略	53の2	建築物の容積率の特例認定申請手数料	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の部分の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
略	略	略	略	略	略	略	略
58	建築物の高さの許可申請手数料	建築基準法第55条第3項各号の <u> </u> の規定に基づく建築物の高さの許可の <u> </u> 申請に対する審査	略	58	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
60の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	略	略	60の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	略	略
略	略	略	略	60の5	高度地区内における建築物	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の	1件につき 160,000円

現行					改正案				
						の高さの特例 許可申請手数料	許可の申請に対する審査		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
74	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	略	略	74	一敷地内認定建築物以外の建築物等の建築等認定申請手数料	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	略	略
74の2	一敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	略	略	74の2	一敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物等の建築等許可申請手数料	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査	略	略
74の3	一敷地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の	略	略	74の3	一敷地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物等の建	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は	略	略

現行					改正案					
	許可申請手数料					築等許可申請手数料	一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
138	環境基準に係る水質検査手数料	略	大腸菌群数検査	略	1件につき	略	大腸菌数検査又は大腸菌群数検査	略	略	1件につき
					1,670円					3,700円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略					備考 略					

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（令和5年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号） ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和5年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 看護師等の配置に係る独自基準の撤廃等</p> <p>(1) 次に掲げる施設における看護師等の配置については、本市の独自基準として、当分の間、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができるとされているが、この独自基準を撤廃し、准看護師についても保育士とみなすことができるように措置するもの。</p> <p>ア 保育所（第1条による改正関係）</p> <p>イ 小規模保育事業所A型（第4条による改正関係）</p> <p>ウ 小規模保育事業所B型（第4条による改正関係）</p> <p>エ 保育所型事業所内保育事業所（第4条による改正関係）</p> <p>オ 小規模型事業所内保育事業所（第4条による改正関係）</p> <p>(2) 次に掲げる施設における看護師等の配置については、左記の命令及び国告示の改正で、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる規定が新設されたことから、これと同様の基準とするため、所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>ア 幼保連携型認定こども園（第2条による改正関係）</p> <p>イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（第3条による改正関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の省令改正等の内容を踏まえ、児童福祉施設の設備運営基準等に置いている看護師等の配置に係る独自基準について省令と同様の基準とし、幼保連携型認定こども園の認定要件等についても省令と同様の基準とするため、所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課、保育総務課

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>附 則 (児童福祉施設基準の規定の引用に関する経過措置)</p> <p>第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、児童福祉施設基準附則及び児童福祉施設基準を改正する省令 <u>(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項及び同項を改正する省令を除く。)</u> 附則に規定する経過措置の例による。</p> <p><u>(保育士の員数の算定に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 第3条の規定によりその定めるところによるとされる児童福祉施設基準第33条第2項の規定による乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>附 則 (児童福祉施設基準の規定の引用に関する経過措置)</p> <p>第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、児童福祉施設基準附則及び児童福祉施設基準を改正する省令 _____</p> <p>_____ 附則に規定する経過措置の例による。</p> <p>第3条 削除</p>

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 設備運営基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園基準(附則第6条から第8条までを除く。)の定めるところによる。</p>	<p>(幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 設備運営基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園基準(附則第6条及び第7条を除く。)の定めるところによる。</p>

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正案
<p>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 最低基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等基準(第23条第2項及び第3項、第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項並びに第47条第3項並びに附則第7条から第9条までを除く。)の定めるところによる。</p> <p><u>(小規模保育事業所A型の職員の特例)</u></p> <p>第7条 家庭的保育事業等基準第29条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>(小規模保育事業所B型の職員の特例)</u></p> <p>第8条 家庭的保育事業等基準第31条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(小規模保育事業所C型の職員の特例)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(事業所内保育事業所の職員の特例)</u></p> <p>第10条 家庭的保育事業等基準第44条第2項及び第47条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、それぞれ当該保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 最低基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等基準(第23条第2項及び第3項並びに附則第7条から第9条までを除く。)の定めるところによる。</p> <p>(小規模保育事業所C型の職員の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 以下の対象者を追加する。(第2条関係) (1) 社会保険等に参加する子どもを養育する者 (2) 養育者がいない場合その他市長が特に必要と認める場合は、子ども本人
3 制定改廃の理由	・子どもに対する医療費の助成の対象を18歳までに拡大することに伴い、社会保険等に参加する子どもを養育する者及び養育者がいない子ども等を、対象者に加えようとするもの。		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども育成課

奈良市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもを養育している者とし、この場合においての子どもは、本市に居住している者とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である子どもを養育している者（養育者がいない場合その他の市長が特に必要と認める場合にあつては、当該子ども）とし、この場合においての子どもは、本市に居住している者とする。</p> <p>2 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 休診日から第1木曜日を削る。(第4条関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの利用者が必要なときに安心して歯科治療を受けることができるよう、第1木曜日についても診療を行うこととするため。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

奈良市障害者歯科診療所条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(診療時間及び休診日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 障害者歯科診療所の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1木曜日</p> <p>(2) 日曜日から水曜日まで、金曜日及び土曜日</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(4) 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>3 略</p>	<p>(診療時間及び休診日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 障害者歯科診療所の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日から水曜日まで、金曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>3 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 左記の法律改正に伴い、下記の条例について、次のとおり引用条文の整理を行う。</p> <p>改正前 博物館法第29条 改正後 博物館法第31条第2項</p> <p>(1) 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例 第7条、別表第1項 (2) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 別表第3</p> <p>【参考】左記の法律による改正前の博物館法第29条に規定する博物館に相当する市内の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人 大和文華館 ・帝塚山大学附属博物館 ・奈良大学博物館
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 博物館法の一部改正に伴い、博物館法の条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課、都市整備部 建築指導課

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(清純な施設環境を保持すべき施設等)</p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設並びにこれらと同一の目的を有する施設で国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(清純な施設環境を保持すべき施設等)</p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設並びにこれらと同一の目的を有する施設で国又は地方公共団体が設置するもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>2 略</p>

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第3（第4条関係）</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>（3）～（5） 略</p>	<p>別表第3（第4条関係）</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>（3）～（5） 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号） ・出産育児一時金等の支給額の引上げに伴う関係政令等の改正内容について（令和4年12月26日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡） ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号） ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 出産育児一時金の基本額を40万8千円から48万8千円に引き上げる。（第5条関係）</p> <p>改正前 40万8千円+加算額1万2千円=総額42万円 改正後 48万8千円+加算額1万2千円=総額50万円</p> <p>2. 保険料の賦課限度額の引上げ（第12条の6、第12条の6の10、第16条関係）</p> <p>基礎賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げる。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきものとされ、健康保険法施行令の一部改正がされた。これに伴い、本市においても出産育児一時金の基本額を引き上げるもの。 ・国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び均等割額・平等割額の軽減判定所得を引き上げるもの。 		<p>3. 保険料の軽減判定所得の引上げ（第16条関係）</p> <p>保険料の均等割額・平等割額の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗じる額を引き上げる。</p> <p>(1) 5割軽減の対象となる場合</p> <p>改正前 28万5千円 改正後 29万円</p> <p>(2) 2割軽減の対象となる場合</p> <p>改正前 52万円 改正後 53万5千円</p>
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない範囲内で市長が定める額を加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない範囲内で市長が定める額を加算するものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>	<p>2 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>
<p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>
<p>第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(低所得者の保険料の減額)</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p>
<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)とする。</p>	<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し</p>	<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し</p>

現行	改正案
<p>て計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>28万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>て計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>53万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>
2 略	2 略
3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ	3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ

現行	改正案
<p>の場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>の場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>20万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市ポイ捨て防止に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. ポイ捨て防止の対象地域を市内全域とすることから、目的に規定していた美化促進重点地域の文言を削り、環境に対する美化の意識を高める文言を加える。(第1条関係)</p> <p>2. 定義を改める。(第2条関係)</p> <p>3. 市、市民等、事業者及び土地所有者等のそれぞれの責務を加える。(第4条から第7条まで関係)</p> <p>4. ポイ捨ての禁止行為の対象地域を美化促進重点地域から公共の場所に改める。(第8条関係)</p> <p>5. 美化促進重点地域外の公共の場所においてポイ捨てをした者に対する指導を行うことができる規定を設ける。(第13条関係)</p> <p>6. その他所要の改正を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・市内全域において、ポイ捨てによる空き缶等の散乱を防止することを目的とし、美化促進重点地域だけでなく市内全域がポイ捨て禁止であることを明示するため所要の規定の整備を行うもの。</p>		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	環境部 環境政策課

奈良市ポイ捨て防止に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、<u>美化促進重点地域</u>における _____ポイ捨てによる空き缶等の散乱を防止することにより、<u>当該地域</u> <u>の美観の維持増進を図り、_____国際文化観光都市としての美観の形成に</u> 資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>市民、事業者等の環境に対する美化の意識を高めると</u> <u>ともに、</u>ポイ捨てによる空き缶等の散乱を防止することにより、 _____美観の維持増進を図り、<u>もって国際文化観光都市としての美観の形成に</u> 資することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) <u>美化促進重点地域</u> 第4条第1項の規定により指定された区域をい う。</p>	<p>(1) <u>空き缶等</u> 飲料を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器 (以下これらを「飲料容器」という。)、<u>たばこの吸い殻、チューイン</u> <u>ガムのかみかすその他散乱性の高いごみをいう。</u></p>
<p>(2) <u>空き缶等</u> 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器、<u>たばこの吸い</u> <u>殻、チューインガムのかみかすその他散乱性の高いごみをいう。</u></p>	<p>(2) <u>ポイ捨て</u> <u>空き缶等を定められた場所以外の場所に捨てることをい</u> <u>う。</u></p>
<p>(3) <u>ポイ捨て</u> <u>空き缶等を定められた場所以外の場所に捨てることをい</u> <u>う。</u></p>	<p>(3) <u>市民等</u> <u>市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者を</u> <u>いう。</u></p>
<p>(4) <u>回収容器</u> <u>飲料を収納していた缶、瓶その他の容器を回収するため</u> <u>の容器をいう。</u></p>	<p>(4) <u>事業者</u> <u>市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。</u></p>
<p>(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の特例)</p>	<p>(5) <u>土地所有者等</u> <u>市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をい</u> <u>う。</u></p> <p>(6) <u>公共の場所</u> <u>道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場</u> <u>所(室内及びこれに準ずる場所を除く。)をいう。</u></p> <p>(7) <u>回収容器</u> <u>飲料容器を回収するための容器をいう。</u></p> <p>(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の特例)</p>
<p>第3条 この条例は、<u>美化促進重点地域</u>におけるポイ捨てによる空き缶等の 散乱の防止に関して、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48</p>	<p>第3条 この条例は、<u>公共の場所</u> _____におけるポイ捨てによる空き缶等の 散乱の防止に関して、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48</p>

現行	改正案
<p>年奈良市条例第35号) に対する特例を定めるものとする。</p>	<p>年奈良市条例第35号) に対する特例を定めるものとする。</p> <p><u>(市の責務)</u></p> <p>第4条 市は、第1条の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。</p> <p><u>(市民等の責務)</u></p> <p>第5条 市民等は、ポイ捨ての防止に関する意識を高め、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納することにより美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>(事業者の責務)</u></p> <p>第6条 事業者は、その従業者に対してポイ捨ての防止に関する意識の啓発を行い、事業所及びその周辺における美化活動等により美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>(土地所有者等の責務)</u></p> <p>第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講ずることにより美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
<p><u>(美化促進重点地域の指定)</u></p> <p>第4条 市長は、空き缶等の散乱を防止する必要があると認める地域を美化促進重点地域として指定するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び変更について準用する。</p>	<p><u>(禁止行為)</u></p> <p>第8条 何人も、公共の場所にポイ捨てをしてはならない。</p>

現行	改正案
<p><u>(禁止行為)</u></p>	<p><u>(美化促進重点地域の指定)</u></p>
<p>第5条 何人も、美化促進重点地域においてポイ捨てをしてはならない。</p>	<p>第9条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める地域を</p>
	<p><u>美化促進重点地域として指定するものとする。</u></p>
	<p>2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。</p>
	<p>3 前項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び変更について準用する。</p>
<p>(回収容器の設置及び管理)</p>	<p>(回収容器の設置及び管理)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第10条 略</p>
<p>(勧告)</p>	<p>(勧告)</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第11条 略</p>
<p><u>(命令及び公表)</u></p>	<p><u>(指導、命令及び公表)</u></p>
<p>第8条 略</p>	<p>第12条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第9条 市長又はその指定する職員（以下「指定職員」という。）は、第5</p>	<p>第13条 市長又はその指定する職員（以下「指定職員」という。）は、美化</p>
<p><u>条の規定に違反した者に対し、現状回復を命令することができる。</u></p>	<p><u>促進重点地域内において第8条の規定に違反した者に対し、原状回復を命令することができる。</u></p>
	<p>2 市長又は指定職員は、美化促進重点地域外において第8条の規定に違反</p>
	<p><u>した者に対し、原状回復を指導することができる。</u></p>
<p>(報告の徴収)</p>	<p>(報告の徴収)</p>
<p>第10条 市長は、第7条の規定の施行に必要な限度において、第6条に規定</p>	<p>第14条 市長は、第11条の規定の施行に必要な限度において、第10条に規定</p>
<p>する飲料販売者に対し、回収容器の設置状況又は管理状況に関し必要な報告を求めることができる。</p>	<p>する飲料販売者に対し、回収容器の設置状況又は管理状況に関し必要な報告を求めることができる。</p>
<p>(立入調査)</p>	<p>(立入調査)</p>
<p>第11条 市長は、第7条及び第8条の規定の施行に必要な限度において、指</p>	<p>第15条 市長は、第11条及び第12条の規定の施行に必要な限度において、指</p>
<p>定職員に必要な場所に立ち入らせ、回収容器の設置状況又は管理状況に関</p>	<p>定職員に必要な場所に立ち入らせ、回収容器の設置状況又は管理状況に関</p>
<p>し調査をさせることができる。</p>	<p>し調査をさせることができる。</p>

現行	改正案
<p>2 略 (資格証明書の携帯等)</p> <p>第12条 略 (委任)</p> <p>第13条 略 (罰則)</p> <p>第14条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p> <p>第15条 第9条 _____ の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 略 (資格証明書の携帯等)</p> <p>第16条 略 (委任)</p> <p>第17条 略 (罰則)</p> <p>第18条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。</p>

奈良市路上喫煙防止に関する条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案
<p>（路上喫煙禁止地域の指定）</p> <p>第6条 市長は、市民及び観光客等の身体に危険を及ぼすおそれがあり、たばこの吸い殻の散乱を招く路上喫煙の防止を図るため、奈良市ポイ捨て防止に関する条例（平成6年奈良市条例第31号）<u>第4条第1項</u>の規定に基づき指定した美化促進重点地域のうち特に必要と認められる地域を、路上喫煙禁止地域に指定することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（路上喫煙禁止地域の指定）</p> <p>第6条 市長は、市民及び観光客等の身体に危険を及ぼすおそれがあり、たばこの吸い殻の散乱を招く路上喫煙の防止を図るため、奈良市ポイ捨て防止に関する条例（平成6年奈良市条例第31号）<u>第9条第1項</u>の規定に基づき指定した美化促進重点地域のうち特に必要と認められる地域を、路上喫煙禁止地域に指定することができる。</p> <p>2・3 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 大安寺西地域ふれあい会館の小会議室を廃止し、明治地域ふれあい会館に新たに会議室を設置する。(別表関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大安寺西地域ふれあい会館及び明治地域ふれあい会館の施設を見直そうとするもの。 		
5 施行期日	令和5年4月1日、規則で定める日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分		利用料金（1時間当たり）	区分		利用料金（1時間当たり）
略	略	円 略	略	略	円 略
略	略	略	略	略	略
奈良市大安寺西地域ふれあい会館	略	略	奈良市大安寺西地域ふれあい会館	略	略
	和室2	200		和室2	200
	小会議室	150		略	略
略	略	略	略	略	略
奈良市明治地域ふれあい会館	略	略	奈良市明治地域ふれあい会館	略	略
	会議室B	390		会議室B	390
			会議室C	480	
備考 略			備考 略		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 鴻ノ池スケートボードパークについて、名称、位置を規定する。（別表第1関係）</p> <p>(1) 名称 鴻ノ池スケートボードパーク</p> <p>(2) 位置 奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号</p> <p>2. 供用日及び供用時間（別表第1の2関係）</p> <p>(1) 供用日 水曜日、休日の翌日及び12月26日から翌年1月5日までを除く日</p> <p>(2) 供用時間 午前9時から午後9時まで</p>
3 制定改廃の理由	<p>・鴻ノ池運動公園内に、新たに鴻ノ池スケートボードパークを設置することに伴い、所要の規定を整備する必要があるため。</p>		<p>3. 使用料（別表第11関係）</p> <p>(1) 使用料</p> <p>ア 個人使用の場合 全日 500円</p> <p>イ 独占使用の場合 全日 40,000円</p> <p>(2) 使用料の特例</p> <p>ア 小学生、中学生及び高校生等が使用する場合における使用料は、上記使用料の額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>イ 土曜日、日曜日及び休日に使用する場合の使用料は、上記使用料の額の2割増に相当する額とする。</p>
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	市民部 スポーツ振興課

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行			改正案		
(使用料) 第5条 体育施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から別表第10までに定める使用料を納付しなければならない。 別表第1（第2条関係）			(使用料) 第5条 体育施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から別表第11までに定める使用料を納付しなければならない。 別表第1（第2条関係）		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略	略	略	略	略	略
クラブハウス	略	略	クラブハウス	略	略
			スケートボードパーク	奈良市鴻ノ池スケートボードパーク	奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号
別表第1の2（第2条の3関係）			別表第1の2（第2条の3関係）		
施設の種別	供用日	供用時間	施設の種別	供用日	供用時間
野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合は、午前9時から午後5時まで	野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合は、午前9時から午後5時まで。
体育館	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで	体育館	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで。

現行			
武道場	日		
弓道場			
クラブハウス			
陸上競技場		午前9時から午後9時まで	
略	略	略	略
略	略	略	略

別表第10（第5条関係）

略

改正案			
武道場	日		午前9時から午後9時まで
弓道場			
クラブハウス			
陸上競技場			
スケートボードパーク			
略	略	略	略
略	略	略	略

別表第10（第5条関係）

略

別表第11（第5条関係）

スケートボードパーク使用料

区分	全日
	9:00~21:00
個人使用 (1人あたり)	円 500
独占使用	40,000

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。

現行	改正案	
	<table border="1"><tr><td data-bbox="1171 196 2072 292">4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</td></tr></table>	4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 指定管理者から直営への移行（第2条の2、第2条の3、第4条、第10条関係） 指定管理者から直営への移行に伴い、所要の改正を行う。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が設置する5箇所の自転車駐車場の管理について、指定管理者から直営に改めるに当たり、所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	環境部 環境政策課

奈良市自転車駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案				
<p>(名称及び位置) 第2条 略 <u>(指定管理者)</u> 第2条の2 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</u> <u>(1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること。</u> <u>(2) 駐車場の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。</u> <u>(3) その他市長が定めること。</u> 2 <u>指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、</u> <u>駐車場を管理しなければならない。</u> <u>(開場時間及び休場日)</u> 第2条の3 <u>駐車場の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、</u> <u>指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、</u> <u>開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="161 1045 1064 1380"> <tr> <td data-bbox="161 1045 392 1236">開場時間</td> <td data-bbox="392 1045 1064 1236">午前5時から翌日午前0時30分(奈良市中筋自転車駐車場については翌日午前0時45分)まで。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については終日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1236 392 1380">休場日</td> <td data-bbox="392 1236 1064 1380">1月1日から同月3日まで及び12月31日。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については、なし</td> </tr> </table>	開場時間	午前5時から翌日午前0時30分(奈良市中筋自転車駐車場については翌日午前0時45分)まで。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については終日	休場日	1月1日から同月3日まで及び12月31日。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については、なし	<p>(名称及び位置) 第2条 略</p>
開場時間	午前5時から翌日午前0時30分(奈良市中筋自転車駐車場については翌日午前0時45分)まで。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については終日				
休場日	1月1日から同月3日まで及び12月31日。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については、なし				
<p>(利用の承認) 第4条 駐車場を利用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の承認を受けなければ</p>	<p>(利用の承認) 第4条 駐車場を利用しようとする者は、<u>市長</u>の承認を受けなければ</p>				

現行	改正案
<p>ならない。</p> <p>2 指定管理者は、駐車場の収容能力を超えるときその他駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車場の利用を承認してはならない。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第8条 利用者は、駐車場で次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 駐車場の施設等を破損し、又は汚損すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(駐車場内における損害の責任)</p> <p>第10条 駐車場に駐車する自転車等の損傷又は滅失については、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。ただし、その自転車等の保管に関し市及び指定管理者が善良なる管理者の注意を怠ったときは、この限りでない。</p>	<p>ならない。</p> <p>2 市長は、駐車場の収容能力を超えるときその他駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車場の利用を承認しない。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第8条 利用者は、駐車場で次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 駐車場の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を破損し、又は汚損すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(駐車場内における損害の責任)</p> <p>第10条 駐車場に駐車する自転車等の損傷又は滅失については、市は、市は、市はその賠償の責めを負わない。ただし、その自転車等の保管に関し市が善良なる管理者の注意を怠ったときは、この限りでない。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第378号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市道路占用料に関する条例の一部改正（第1条による改正）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 本市の道路占用料の額を改定する。（別表関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">例 第一種電柱（1本につき1年） 730円 → 800円</p> <p style="padding-left: 40px;">第一種電話柱（1本につき1年） 650円 → 710円</p> <p>2. 奈良市準用河川管理条例の一部改正（第2条による改正）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 本市の準用河川における土地占用料額を改定する。（別表関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">例 第一種電柱（1本につき1年） 730円 → 800円</p> <p style="padding-left: 40px;">第一種電話柱（1本につき1年） 650円 → 710円</p> <p>3. 奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正（第3条による改正）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 通路橋及び通路（道路の占用に係るものを除く。）の占用料を改定する。（第5条関係）</p> <p>4. 奈良市都市公園条例の一部改正（第4条による改正）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 都市公園の占用等に係る使用料を改定する。（別表関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">例 第一種電柱（1本につき1年） 730円 → 800円</p> <p style="padding-left: 40px;">第一種電話柱（1本につき1年） 650円 → 710円</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の政令改正で、道路法施行令別表に規定する占用料の額が、固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の動向等を考慮して改定されたことから、これに準じ、同令に定める額と均衡を失わないよう、道路占用料等について所要の改正を行う必要があるため。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	建設部 土木管理課、都市整備部 公園緑地課

奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>730円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>800円</u>
	第二種電柱		<u>1,100円</u>		第二種電柱		<u>1,200円</u>
	第三種電柱		<u>1,500円</u>		第三種電柱		<u>1,700円</u>
	第一種電話柱		<u>650円</u>		第一種電話柱		<u>710円</u>
	第二種電話柱		<u>1,000円</u>		第二種電話柱		<u>1,100円</u>
	第三種電話柱		<u>1,400円</u>		第三種電話柱		<u>1,600円</u>
	その他の柱類		<u>65円</u>		その他の柱類		<u>71円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類		4円		地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>640円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>700円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>390円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>430円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,300円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,400円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>500円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>600円</u>
広告塔	表示面積1平方メートルに	<u>4,300円</u>	広告塔	表示面積1平方メートルに	<u>4,800円</u>		

現行				改正案					
			つき1年				つき1年		
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>27円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		<u>30円</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>39円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>43円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>59円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>64円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>78円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>86円</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>120円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>130円</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>160円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>170円</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>270円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>300円</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>390円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>430円</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>780円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>860円</u>	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,300円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地	階数が1のもの	つき1年	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地	階数が1のもの	つき1年	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額

現行					改正案					
げる施設	下室	階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	げる施設	下室	階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			<u>2,100円</u>	上空に設ける通路			<u>2,400円</u>		
	地下に設ける通路			<u>1,300円</u>	地下に設ける通路			<u>1,500円</u>		
	その他のもの			<u>1,300円</u>	その他のもの			<u>1,400円</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>43円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>48円</u>	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>480円</u>	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>480円</u>	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,800円</u>	
	標識		1本につき1年	<u>1,000円</u>	標識		1本につき1年	<u>1,100円</u>		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	<u>43円</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	<u>48円</u>
		その他のもの		1本につき1	<u>430円</u>		その他のもの		1本につき1	<u>480円</u>

現行					改正案				
			月				月		
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43円	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430円		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480円	
		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		4,300円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月
		その他のもの		2,100円			その他のもの		2,400円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		430円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		480円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月		130円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月		140円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該道路下の地下を除く。）に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額

現行				改正案			
	設けるもの	階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額		設けるもの	階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額
その他前各項により難しい占有物件		前各項に準じて市長が定める額		その他前各項により難しい占有物件		前各項に準じて市長が定める額	

奈良市準用河川管理条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行					改正案				
別表 (第5条関係)					別表 (第5条関係)				
1 流水・土地占用料					1 流水・土地占用料				
区分	種別	単位	占用料	摘要	区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円		流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	<u>730円</u>	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	<u>800円</u>	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	<u>1,100円</u>			第二種電柱	1本 1年につき	<u>1,200円</u>	
	第三種電柱	1本 1年につき	<u>1,500円</u>			第三種電柱	1本 1年につき	<u>1,700円</u>	
	第一種電話柱	1本 1年につき	<u>650円</u>	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。		第一種電話柱	1本 1年につき	<u>710円</u>	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電話柱	1本 1年につき	<u>1,000円</u>			第二種電話柱	1本 1年につき	<u>1,100円</u>	
	第三種電話柱	1本 1年につき	<u>1,400円</u>			第三種電話柱	1本 1年につき	<u>1,600円</u>	
	公衆電話所	1個 1年につき	<u>1,300円</u>			公衆電話所	1個 1年につき	<u>1,400円</u>	
	埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>160円</u>			埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき
外径が40センチメートル以上のもの		1メートル	<u>270円</u>		外径が40センチメートル以上のもの	1メートル		<u>300円</u>	

現行						改正案					
		チメートル以上70センチメートル未満のもの	1年につき					チメートル以上70センチメートル未満のもの	1年につき		
		外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>390円</u>				外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>430円</u>	
		外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>780円</u>				外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>860円</u>	
	仮設建築物		1平方メートル 1月につき	<u>130円</u>	露店、工事用建築物その他これに類するもの			仮設建築物	1平方メートル 1月につき	<u>140円</u>	露店、工事用建築物その他これに類するもの
	通路橋、通路		1平方メートル 1年につき	<u>1,270円</u>				通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	<u>1,390円</u>	
	その他前各項により 難い工作物		1平方メートル 1年につき	<u>2,600円</u>				その他前各項により 難い工作物	1平方メートル 1年につき	<u>2,800円</u>	
	原形のままの占用		1平方メートル 1年につき	<u>130円</u>	農耕地、採草地等			原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	<u>140円</u>	農耕地、採草地等
	養魚		1平方メートル	<u>350円</u>				養魚	1平方メートル	<u>380円</u>	

現行					改正案				
		1年につき					1年につき		
備考 略					備考 略				
2 土石採取料					2 土石採取料				
略					略				

奈良市法定外公共物の管理に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>(占有料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 占有料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通路橋及び通路(道路の占有に係るものを除く。) 占有面積1平方メートルにつき年額<u>1,270円</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(占有料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 占有料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通路橋及び通路(道路の占有に係るものを除く。) 占有面積1平方メートルにつき年額<u>1,390円</u></p> <p>3～6 略</p>

奈良市都市公園条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行		改正案																																													
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>興業</u>を行うこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <p>1 公園施設を設け、又は管理する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を設ける場合</td> <td>1平方メートル</td> <td>1年</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>公園施設を管理する場合</td> <td>1平方メートル</td> <td>1年</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>2 都市公園を占用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱、電</td> <td>第一種電柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	単位	期間	金額	公園施設を設ける場合	1平方メートル	1年	1,100円	公園施設を管理する場合	1平方メートル	1年	1,100円	占用物件		単位	期間	金額	電柱、電	第一種電柱	1本	1年	730円	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>興行</u>を行うこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <p>1 公園施設を設け、又は管理する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を設ける場合</td> <td>1平方メートル</td> <td>1年</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>公園施設を管理する場合</td> <td>1平方メートル</td> <td>1年</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 施設の設置に係る使用の期間が1月未満である場合の使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>4 施設の管理に係る使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 都市公園を占用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱、電</td> <td>第一種電柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	単位	期間	金額	公園施設を設ける場合	1平方メートル	1年	1,100円	公園施設を管理する場合	1平方メートル	1年	1,100円	占用物件		単位	期間	金額	電柱、電	第一種電柱	1本	1年	800円
種別	単位	期間	金額																																												
公園施設を設ける場合	1平方メートル	1年	1,100円																																												
公園施設を管理する場合	1平方メートル	1年	1,100円																																												
占用物件		単位	期間	金額																																											
電柱、電	第一種電柱	1本	1年	730円																																											
種別	単位	期間	金額																																												
公園施設を設ける場合	1平方メートル	1年	1,100円																																												
公園施設を管理する場合	1平方メートル	1年	1,100円																																												
占用物件		単位	期間	金額																																											
電柱、電	第一種電柱	1本	1年	800円																																											

現行					改正案				
線、変圧塔 その他これらに類するもの	第二種電柱			1,100円	線、変圧塔 その他これらに類するもの	第二種電柱			1,200円
	第三種電柱			1,500円		第三種電柱			1,700円
	第一種電話柱			650円		第一種電話柱			710円
	第二種電話柱			1,000円		第二種電話柱			1,100円
	第三種電話柱			1,400円		第三種電話柱			1,600円
	その他の柱類			65円		その他の柱類			71円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	7円		共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類			4円		地下に設ける電線その他の線類			4円
	地表に設ける変圧器	1個	1年	640円		地表に設ける変圧器	1個	1年	700円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	390円		地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	430円
簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,300円	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,400円		
変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,300円	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,400円		
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	27円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	30円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			39円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			43円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			59円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			64円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			78円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			86円
	外径が0.2メートル以上0.3			120円		外径が0.2メートル以上0.3			130円

現行					改正案				
	メートル未満のもの								
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			160円					170円
	メートル未満のもの								
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			270円					300円
	メートル未満のもの								
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			390円					430円
	メートル未満のもの								
	外径が1メートル以上のもの			780円					860円
	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,300円	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,400円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	550円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	600円	
	公衆電話所			1,300円	公衆電話所			1,400円	
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	430円	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	480円	
	標識	1本	1年	1,000円	標識	1本	1年	1,100円	
	防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,300円	防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,400円	
	工事前板囲、足場、詰所その他の工事前用施設	1平方メートル	1月	430円	工事前板囲、足場、詰所その他の工事前用施設	1平方メートル	1月	480円	
	土石、竹木、瓦その他の工事前材料の置場				土石、竹木、瓦その他の工事前材料の置場				
	その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額			その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額			

現行	改正案																								
<p>備考 略</p> <p>3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合</p> <table border="1" data-bbox="159 336 1064 533"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>興業を行う場合</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	単位	金額	略	略	略	興業を行う場合	略	略	略	略	略	<p>備考 略</p> <p>3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合</p> <table border="1" data-bbox="1167 336 2072 533"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>興行を行う場合</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	単位	金額	略	略	略	興行を行う場合	略	略	略	略	略
種別	単位	金額																							
略	略	略																							
興業を行う場合	略	略																							
略	略	略																							
種別	単位	金額																							
略	略	略																							
興行を行う場合	略	略																							
略	略	略																							

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市防災センター条例を廃止する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. この条例を廃止する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災指導車の導入により、各地に赴き身近な場所での防災普及活動が可能となったことから、センターを廃止するため。 		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	消防局 総務課